

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号及び第3号の規定に基づき変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和8年3月18日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市西京区桂巽町62番地2
京都消防設備 株式会社
代表取締役 勝田 詞音

2 変更事項

(1) (代表者の変更)

勝田 健太 から 勝田 詞音 に変更

(2) (営業所所在地の変更)

京都市南区吉祥院西ノ茶屋町73番1 から
京都市西京区桂巽町62番地2 に変更

(上下水道局下水道部管理課)